

委任状の注意点

総代会における代理権の行使は、組合法の規定により、厳格に制限されています。法的に無効とみなされないよう下記の点にご注意の上、ご提出ください。

記

I.記載項目

- 1 住所・社名・代表者氏名の記名又は署名 ……必須
- 2 印鑑（代表印 or 社印）の捺印 ……必須
- 3 代理人の名前 ……白紙 or 代理人指定

II.代理人の委任相手

1. 「白紙委任」の場合 ……**代理人の名前を記入しないで**ご返送ください。

↓

弊組合の代表理事へ「代理人の選任」を依頼することになります。

2. 「代理人指定」の場合 ……次の注意点に気を付けて、組合員様の名前を記入ください。

- (1) 有効な代理人 ……「引き受ける意思」があり、**かつ**「出席できる他の組合員」様で、
かつ「代理先が1社」である場合
- (2) 無効な代理人
 - ① 当日出席できない組合員
 - ② 組合員でない別法人の代表者や個人
 - ③ 組合員の親族や使用人
 - ④ 代理人を引き受ける意思が無い組合員
 - ⑤ 代理先が複数ある組合員

総代会での代理権の行使 ……他の組合員のみ(※)、かつ人数は1名に限定されています。

(※ …… 組合員の親族や使用人は代理権を行使できません。)

※なお、代理人の方には、当日、委任状及び身分証明書など代理権を証する書面をご提出いただきます。

以上